

# 社会福祉法人 友愛会 定 款

## 第一章 総 則

### (目 的)

第 一 条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

### (1) 第一種社会福祉事業

- (イ) 障害者支援施設やすらぎの郷の設置経営
- (ロ) 障害者支援施設第二やすらぎの郷の設置経営
- (ハ) 障害児入所施設第二やすらぎの郷の設置経営
- (ニ) 障害者支援施設第三やすらぎの郷の設置経営
- (ホ) 特別養護老人ホーム楊梅苑の設置経営
- (ヘ) 地域密着型介護老人福祉施設楊梅苑の設置経営

### (2) 第二種社会福祉事業

- (イ) 就労移行支援事業・就労継続支援 B 型事業・生活介護事業  
おおいワークセンターの設置経営
- (ロ) 共同生活援助事業の設置経営
- (ハ) 短期入所事業 やすらぎの郷、第二やすらぎの郷、第三やすらぎの郷の  
設置経営
- (ニ) 相談支援事業 友愛会相談支援センターの設置経営
- (ホ) 老人短期入所事業 楊梅苑ショートステイサービスセンターの設置  
経営
- (ヘ) 幼保連携型認定こども園 大島認定こども園の設置経営
- (ト) 放課後児童健全育成事業（学童保育）の受託経営
- (チ) 地域子育て支援拠点事業の受託経営

### (名 称)

第 二 条 この法人は、社会福祉法人友愛会という。

(経営の原則等)

第 三 条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確  
実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとと  
もに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確  
保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、日常生活又は社会生活上  
の支援を必要とする者を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サー  
ビスを積極的に提供するものとする。

(事業所の所在地)

第 四 条 この法人の事業所を福井県小浜市深谷第 1 0 号 1 番地の 1 に置く。

## 第二章 評議員

(評議員の定数)

第 五 条 この法人に評議員を置く。

(1) この法人に評議員 7 名以上 8 名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第 六 条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、  
評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事 1 名、事務局員 1 名、外部委員 1 名の  
合計 3 名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任  
委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員とし  
て適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数  
をもって行う。ただし、外部委員の 1 名が出席し、かつ、外部委員の 1 名  
が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第 七 条 評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに  
関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退

任した評議員の任期の満了する時までとする。

- 3 評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第 八 条 評議員に対して、各年度の総額が500,000円を超えない範囲で、別に定める役員及び評議員・第三者委員・虐待防止委員の報酬等に関する規程の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

### 第三章 評議員会

(構 成)

第 九 条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権 限)

第 十 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第 十 一 条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第 十 二 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を

示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決 議)

第十三条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし可否同数のときは議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令でられた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第十四条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長および会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に署名し、または記名押印する。

## 第四章 役員及び職員

(役員の数)

第十五条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名
- (2) 監事 2名

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、1名を業務執行理事とする。

(役員を選任)

第十六条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第十七条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において選定し、法人の対外的な業務を除く業務を執行する。

3 理事長及び業務執行理事は、4箇月以上の間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第十八条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第十九条 理事又は監事の任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第一五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第二十条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第二一条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、別に定める役員及び評議員・第三者委員・虐待防止委員の報酬等に関する規程の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

(職 員)

第二二条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

## 第五章 理事会

(構 成)

第二三条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権 限)

第二四条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招 集)

第二五条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決 議)

第二六条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思

表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）  
は理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第二七条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名し、または記名押印する。

## 第六章 資産及び会計

（資産の区分）

第二八条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産及び公益事業財産の三種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- （1） 福井県大飯郡おおい町大島60字東宮上26番地所在の木造アルミニウム板葺二階建  
大島認定こども園 所舎 一棟  
（364.89平方メートル）
- （2） 福井県大飯郡おおい町大島60字東宮上26番地所在の大島認定こども園 敷地  
（1273.96平方メートル）
- （3） 福井県小浜市深谷第10号森の上13番地2、1番地5  
小浜市深谷9号森本9番地2所在の鉄筋コンクリート造陸  
屋根平家建  
第三やすらぎの郷 一棟  
（1551.02平方メートル）  
鉄骨造鉄板葺平家建  
車庫 一棟  
（75平方メートル）
- （4） 福井県小浜市深谷第9号森本9番2所在の  
第三やすらぎの郷 敷地  
（380平方メートル）
- （5） 福井県小浜市深谷第9号森本9番3所在の  
第三やすらぎの郷 敷地

- (69平方メートル)
- (6) 福井県小浜市深谷第10号森ノ上1番5所在の  
第三やすらぎの郷 敷地  
(194平方メートル)
  - (7) 福井県小浜市深谷第10号森ノ上13番2所在の  
第三やすらぎの郷 敷地  
(3334平方メートル)
  - (8) 福井県小浜市深谷10号森ノ上13番3所在の  
第三やすらぎの郷 敷地  
(131平方メートル)
  - (9) 福井県小浜市深谷9号森本3番所在の  
第三やすらぎの郷 敷地  
(330平方メートル)
  - (10) 福井県小浜市深谷9号森本4番所在の  
第三やすらぎの郷 敷地  
(1246平方メートル)
  - (11) 福井県小浜市深谷9号森本5番1所在の  
第三やすらぎの郷 敷地  
(462平方メートル)
  - (12) 福井県小浜市深谷9号森本5番2所在の  
第三やすらぎの郷 敷地  
(99平方メートル)
  - (13) 福井県小浜市深谷9号森本6番所在の  
第三やすらぎの郷 敷地  
(284平方メートル)
  - (14) 福井県小浜市深谷9号森本10番所在の  
第三やすらぎの郷 敷地  
(393平方メートル)
  - (15) 福井県小浜市深谷9号森本7番2所在の  
第三やすらぎの郷 敷地  
(128平方メートル)
  - (16) 福井県小浜市深谷9号森本7番3所在の  
第三やすらぎの郷 敷地  
(198平方メートル)
  - (17) 福井県小浜市深谷9号森本8番所在の  
第三やすらぎの郷 敷地

- (495平方メートル)
- (18) 福井県小浜市深谷9号森本17番所在の  
第三やすらぎの郷 敷地  
(83平方メートル)
- (19) 福井県小浜市深谷10号1番地4、11号14番地7、13号  
2番地2所在の鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根平家建  
第二やすらぎの郷 一棟  
(1283, 94平方メートル)  
福井県小浜市深谷第11号14番地7、16番地、10号1番  
地4所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 車庫 一棟  
(98.82平方メートル)
- (20) 福井県小浜市深谷10号森ノ上1番4所在の  
第二やすらぎの郷 敷地  
(1458.82平方メートル)
- (21) 福井県小浜市深谷11号柳本14番7所在の  
第二やすらぎの郷 敷地  
(775.32平方メートル)
- (22) 福井県小浜市深谷12号田口野1番9所在の  
第二やすらぎの郷 敷地  
(90.06平方メートル)
- (23) 福井県小浜市深谷13号柳上2番2所在の  
第二やすらぎの郷 敷地  
(787.33平方メートル)
- (24) 福井県小浜市深谷10号森ノ上1番6所在の  
第二やすらぎの郷 敷地  
(131.13平方メートル)
- (25) 福井県小浜市深谷12号田口野1番4所在の  
第二やすらぎの郷 敷地  
(2770.44平方メートル)
- (26) 福井県小浜市深谷13号柳上2番5所在の  
第二やすらぎの郷 敷地  
(28.08平方メートル)
- (27) 福井県小浜市深谷12田口野1番地4、1番地9、小浜市深谷  
10号森ノ上1番地4、1番地6、小浜市深谷13号柳上2番  
地2、2番地5所在の鉄筋コンクリート造陸屋根2階建  
第二やすらぎの郷 校舎 一棟

- (1階408.44平方メートル・2階294.28平方メートル)
- 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建  
第二やすらぎの郷 渡廊下  
(25平方メートル)
- 鉄骨鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺平家建  
第二やすらぎの郷 体育館  
(384平方メートル)
- 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建  
第二やすらぎの郷 渡廊下  
(20.7平方メートル)
- コンクリートブロック造陸屋根平家建  
第二やすらぎの郷 物置  
(8.92平方メートル)
- 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建  
第二やすらぎの郷 機械室  
(9.45平方メートル)
- コンクリートブロック造陸屋根平家建  
第二やすらぎの郷 便所  
(1.3平方メートル)
- (28) 福井県大飯郡おおい町野尻 28 字次良丸 37 番地、36 番地 1、38 番地、39 番地、63 番地、64 番地、大飯郡おおい町野尻 29 字梶構 14 番地、大飯郡おおい町野尻 54 字西位屋谷 20 番地 1 所在の鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根平屋建  
楊梅苑 老人ホーム 一棟  
(3109, 79平方メートル)
- (29) 福井県大飯郡おおい町本郷 1 4 9 字東瀬崎 1 2 番地 4  
鉄骨造合金メッキ鋼板葺平屋建  
多機能型就労移行事業所  
おおいワークセンター 一棟  
(308.34平方メートル)
- (30) 福井県小浜市深谷 1 0 号森ノ上 1 番 2 所在の  
やすらぎの郷 敷地  
(1319平方メートル)
- (31) 福井県小浜市深谷 1 2 号田口野 1 番 3 所在の  
やすらぎの郷

- (1522平方メートル)
- (32) 福井県小浜市深谷9号森本9番1所在の  
やすらぎの郷 敷地  
(335平方メートル)
- (33) 福井県小浜市深谷10号森ノ上1番1所在の  
やすらぎの郷 敷地  
(2352平方メートル)
- (34) 福井県小浜市深谷12号田口野1番1所在の  
やすらぎの郷 敷地  
(1490平方メートル)
- (35) 福井県小浜市深谷10号森ノ上1番10所在の  
やすらぎの郷 敷地  
(245平方メートル)
- (36) 福井県小浜市深谷12号田口野1番10所在の  
やすらぎの郷 敷地  
(209平方メートル)
- (37) 福井県小浜市深谷10号森ノ上1番地1、1番地2、1番地  
10、12号田口野1番地1、1番地3、1番地10  
鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平屋建  
障害者支援施設 やすらぎの郷 一棟  
(2091.41㎡)
- (38) 福井県小浜市深谷13号柳上2番地1所在の木造かわらぶき  
平家建  
グループホーム ホープ 一棟  
(274.63平方メートル)
- (39) 福井県小浜市深谷12号田口野1番7所在の  
グループホーム ホープ 敷地  
(3334平方メートル)
- (40) 福井県小浜市深谷13号柳上1番1所在の  
グループホーム ホープ 敷地  
(751平方メートル)
- (41) 福井県小浜市深谷13号柳上2番1所在の  
グループホーム ホープ 敷地  
(2075平方メートル)
- (42) 福井県小浜市深谷9号11番3所在の木造かわらぶき平家建  
グループホーム ポルト 一棟

(280.33平方メートル)

(43) 福井県小浜市深谷9号森本11番2所在の  
グループホーム ポルト 敷地

(644平方メートル)

(44) 福井県小浜市深谷9号森本11番3所在の  
グループホーム ポルト 敷地

(373平方メートル)

(45) 福井県小浜市深谷9号森本11番4所在の  
グループホーム ポルト 敷地

(161平方メートル)

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

#### (基本財産の処分)

第二九条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、福井県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、福井県知事の承認は必要としない。

- 一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

#### (資産の管理)

第三〇条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

#### (事業計画及び収支予算)

第三一条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けな

ればならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第三二条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第三三条 この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第三四条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第三五条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意がなければならない。

## 第七章 公益を目的とする事業

(種別)

第三六条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 日中一時支援の事業
- (2) 外国人介護福祉士奨学金貸付事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

## 第八章 解散

(解散)

第三七条 この法人は、社会福祉法第四六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第三八条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

## 第九章 定款の変更

(定款の変更)

第三九条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、福井

県知事の認可（社会福祉法第四十五条の三六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を福井県知事に届け出なければならない。

## 第十章 公告の方法その他

### （公告の方法）

第四十条 この法人の公告は、社会福祉法人友愛会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

### （施行細則）

第四十一条 この定款の施行についての細則は理事会において定める。

この定款は、昭和39年 2月21日から施行する。

この定款は、平成12年 4月 1日から施行する。

この定款は、平成13年 4月 1日から施行する。

この定款は、平成13年 6月 1日から施行する。

ただし、第十三条、第十四条、第十五条、第十六条、第十七条の規定は、

平成13年10月 1日から施行する。

この定款は、平成15年 4月 1日から施行する。

この定款は、平成15年11月 1日から施行する。

この定款は、平成16年 4月 1日から施行する。

この定款は、平成16年11月 1日から施行する。

この定款は、平成18年 4月 1日から施行する。

この定款は、平成18年10月 1日から施行する。

この定款は、平成19年 4月 1日から施行する。

この定款は、平成20年 4月 1日から施行する。

この定款は、平成20年10月 1日から施行する。

この定款は、平成21年 4月 1日から施行する。

この定款は、平成22年 4月 1日から施行する。

この定款は、平成23年 7月 1日から施行する。

この定款は、平成23年12月 1日から施行する。

この定款は、平成24年 4月 1日から施行する。

この定款は、平成25年 1月 1日から施行する。

この定款は、平成26年 6月 1日から施行する。

この定款は、平成26年10月 1日から施行する。

この定款は、平成27年 4月 1日から施行する。

この定款は、平成27年12月 1日から施行する。

この定款は、平成28年 4月 1日から施行する。

この定款は、平成29年 4月 1日から施行する。

この定款は、令和 元年 6月14日から施行する。

この定款は、令和 3年 6月11日から施行する。

この定款は、令和 5年 8月 1日から施行する。

〈附 則〉

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理 事	長	角	野	永	宗
理	事	永	谷	刀	祢
理	事	一	瀬	松	太 郎
理	事	信	谷	鈺	之 助
理	事	扇	谷	太郎	右エ門
理	事	吉	田	千	吉
理	事	友	本	藏	之 助
理	事	坂	田	廣	治
理	事	小	西	岩	三
理	事	大	石	カ	ネ
監	事	新	谷	萬	藏
監	事	大	谷	壽	太 郎

## 役員(理事・監事)歴

設立当初役員 昭和39年2月21日～昭和41年5月31日

第一期 理事定員10名 監事2名

理 事 長	角	野	永	宗
理 事	永	谷	刀	祢
理 事	一	瀬	松	太 郎
理 事	信	谷	鈺	之 助
理 事	扇	谷	太郎	右工門
理 事	吉	田	千	吉
理 事	友	本	藏	之 助
理 事	坂	田	廣	治
理 事	小	西	岩	三
理 事	大	石	力	ネ
監 事	新	谷	萬	藏
監 事	大	谷	壽	太 郎

昭和41年6月1日～昭和43年5月31日

第二期 理事定員10名 監事2名

理 事 長	角	野	永	宗
理 事	永	谷	刀	祢
理 事	一	瀬	松	太 郎
理 事	信	谷	鈺	之 助
理 事	扇	谷	太郎	右工門
理 事	吉	田	千	吉
理 事	友	本	藏	之 助
理 事	坂	田	廣	治
理 事	小	西	岩	三
理 事	大	石	力	ネ
監 事	新	谷	萬	藏
監 事	大	谷	壽	太 郎

昭和43年6月1日～昭和45年5月31日

第三期 理事定員10名 監事2名

理 事 長	角	野	永	宗
理 事	永	谷	刀	祢
理 事	一	瀬	松	太 郎
理 事	信	谷	鈺	之 助
理 事	扇	谷	太郎	右工門
理 事	吉	田	千	吉
理 事	友	本	藏	之 助
理 事	坂	田	廣	治
理 事	小	西	岩	三
理 事	大	石	力	ネ
監 事	新	谷	萬	藏
監 事	大	谷	壽	太 郎

昭和45年6月1日～昭和47年5月31日

第四期 理事定員10名 監事2名

理 事 長	角	野	永	宗
理 事	一	瀬	松	太 郎
理 事	信	谷	鈺	之 助
理 事	扇	谷	太郎	右工門
理 事	吉	田	千	吉
理 事	友	本	藏	之 助
理 事	坂	田	廣	治
理 事	小	西	岩	三
理 事	大	石	力	ネ
理 事	時	田	庫	三
監 事	新	谷	萬	藏
監 事	大	谷	壽	太 郎

昭和47年6月1日～昭和49年5月31日

第五期 理事定員10名 監事2名

理 事 長	角 野	永 宗
理 事	一 瀬	松 太 郎
理 事	信 谷	杉 之 助
理 事	扇 谷	太郎右工門
理 事	吉 田	千 吉
理 事	友 本	藏 之 助
理 事	坂 田	廣 治
理 事	小 西	岩 三
理 事	大 石	力 ネ
理 事	時 田	庫 三
監 事	新 谷	萬 藏
監 事	大 谷	壽 太 郎

昭和49年6月1日～昭和51年5月31日

第六期 理事定員10名 監事2名

理 事 長	角 野	永 宗
理 事	一 瀬	松 太 郎
理 事	信 谷	杉 之 助
理 事	時 田	庫 三
理 事	友 本	藏 之 助
理 事	坂 田	廣 治
理 事	小 西	岩 三
理 事	大 石	力 ネ
理 事	扇 谷	太郎右工門
理 事	吉 田	千 吉
監 事	新 谷	萬 藏
監 事	大 谷	壽 太 郎

昭和51年6月1日～昭和53年5月31日

第七期 理事定員10名 監事2名

理 事 長	角 野	永 宗
理 事	一 瀬	松 太 郎
理 事	信 谷	鈔 之 助
理 事	時 田	庫 三
理 事	友 本	藏 之 助
理 事	坂 田	廣 治
理 事	小 西	岩 三
理 事	大 石	力 ネ
理 事	扇 谷	太郎右工門
理 事	中 道	益 平
監 事	新 谷	萬 藏
監 事	大 谷	壽 太 郎

昭和53年6月1日～昭和55年5月31日

第八期 理事定員12名 監事2名

理 事 長	角 野	永 宗
理 事	一 瀬	松 太 郎
理 事	信 谷	鈔 之 助
理 事	時 田	庫 三
理 事	友 本	藏 之 助
理 事	坂 田	廣 治
理 事	小 西	岩 三
理 事	吹 田	安 兵 衛
理 事	森 下	信 一 郎
理 事	松 崎	幸 雄
理 事	一 二	正 克
理 事	井 田	勉 藏
監 事	新 谷	萬 藏
監 事	大 谷	壽 太 郎

昭和55年6月1日～昭和57年5月31日

第九期 理事定員12名 監事2名

理 事 長	角 野	永 宗
理 事	一 瀬	松 太 郎
理 事	信 谷	鈺 之 助
理 事	時 田	庫 三
理 事	友 本	藏 之 助
理 事	坂 田	廣 治
理 事	小 西	岩 三
理 事	吹 田	安 兵 衛
理 事	森 下	信 一 郎
理 事	松 崎	幸 雄
理 事	一 二	正 克
理 事	井 田	勉 藏
監 事	新 谷	萬 藏
監 事	大 谷	壽 太 郎

昭和57年6月1日～昭和59年5月31日

第十期 理事定員12名 監事2名

理 事 長	角 野	永 宗
理 事	一 瀬	松 太 郎
理 事	信 谷	鈺 之 助
理 事	時 田	庫 三
理 事	友 本	藏 之 助
理 事	坂 田	廣 治
理 事	上 野	清
理 事	吹 田	安 兵 衛
理 事	森 下	信 一 郎
理 事	松 崎	幸 雄
理 事	一 二	正 克
理 事	井 田	勉 藏
監 事	新 谷	萬 藏
監 事	大 谷	壽 太 郎

昭和59年6月1日～昭和61年5月31日

第十一期 理事定員12名 監事2名

理 事 長	角 野	永 宗
理 事	一 瀬	松 太 郎
理 事	信 谷	杉 之 助
理 事	時 田	庫 三
理 事	友 本	藏 之 助
理 事	坂 田	廣 治
理 事	上 野	清
理 事	吹 田	安 兵 衛
理 事	堺 谷	義 数
理 事	松 崎	幸 雄
理 事	一 二	正 克
理 事	井 田	勉
監 事	新 谷	萬 藏
監 事	大 谷	壽 太 郎

昭和61年6月1日～昭和63年5月31日

第十二期 理事定員12名 監事2名

理 事 長	角 野	永 宗
理 事	一 瀬	松 太 郎
理 事	信 谷	杉 之 助
理 事	時 田	庫 三
理 事	友 本	藏 之 助
理 事	坂 田	廣 治
理 事	上 野	清
理 事	吹 田	安 兵 衛
理 事	堺 谷	義 数
理 事	松 崎	幸 雄
理 事	一 二	正 克
理 事	井 田	勉
監 事	新 谷	萬 藏
監 事	大 谷	壽 太 郎

昭和63年6月1日～平成2年5月31日

第十三期 理事定員12名 監事2名

理事	長	角	野	元	保
理事	事	一	瀬	松	太郎
理事	事	信	谷	杉	之助
理事	事	角	野	永	宗
理事	事	友	本	藏	之助
理事	事	坂	田	廣	治
理事	事	上	野		清
理事	事	吹	田	安	兵衛
理事	事	堺	谷	義	数
理事	事	松	崎	幸	雄
理事	事	一	二	正	克
理事	事	井	田		勉
監事	事	佐	野	源	治
監事	事	大	谷	壽	太郎

平成2年6月1日～平成4年5月31日

第十四期 理事定員12名 監事2名

理事	長	角	野	元	保
理事	事	一	瀬	松	太郎
理事	事	信	谷	杉	之助
理事	事	友	本	藏	之助
理事	事	坂	田	廣	治
理事	事	上	野		清
理事	事	吹	田	安	兵衛
理事	事	堺	谷	義	数
理事	事	一	二	正	克
理事	事	井	田		勉
理事	事	桑	田	宗	典
理事	事	佐	藤	榮	一
監事	事	佐	野	源	治
監事	事	大	谷	壽	太郎

平成4年6月1日～平成6年5月31日

第十五期 理事定員12名 監事2名

理 事 長	角	野	元	保
理 事	一	瀬	松	太 郎
理 事	信	谷	杉	之 助
理 事	友	本	藏	之 助
理 事	坂	田	廣	治
理 事	上	野		清
理 事	吹	田	安	兵 衛
理 事	堺	谷	義	数
理 事	一	二	正	克
理 事	井	田		勉
理 事	桑	田	宗	典
理 事	佐	藤	榮	一
監 事	佐	野	源	治
監 事	大	谷	壽	太 郎

平成6年6月1日～平成8年5月31日

第十六期 理事定員12名 監事2名

理 事 長	角	野	元	保
理 事	一	瀬	松	太 郎
理 事	柳	本		馨
理 事	友	本	藏	之 助
理 事	坂	田	廣	治
理 事	上	野	清	治
理 事	吹	田	安	兵 衛
理 事	福	尾	一	男
理 事	一	二	正	克
理 事	井	田		勉
理 事	桑	田	宗	典
理 事	佐	藤	榮	一
監 事	佐	野	源	治
監 事	大	谷	壽	太 郎

)

平成8年6月1日～平成10年5月31日

第十七期 理事定員12名 監事2名

理事	長	角	野	元	保
理事	事	柳	本		馨
理事	事	友	本	藏	之助
理事	事	坂	田	廣	治
理事	事	上	野	清	治
理事	事	吹	田	安	兵衛
理事	事	福	尾	一	男
理事	事	一	二	正	克
理事	事	井	田		勉
理事	事	桑	田	宗	典
理事	事	佐	藤	榮	一
理事	事	田	中	康	隆
監事	事	佐	野	源	治
監事	事	大	谷	壽	太郎

平成10年6月1日～平成12年5月31日

第十八期 理事定員12名 監事2名

理事	長	角	野	元	保
理事	事	柳	本		馨
理事	事	友	本	藏	之助
理事	事	坂	田	廣	治
理事	事	上	野	清	治
理事	事	吹	田	安	兵衛
理事	事	福	尾	一	男
理事	事	一	二	正	克
理事	事	井	田	喜	久雄
理事	事	桑	田	宗	典
理事	事	佐	藤	榮	一
理事	事	田	中	康	隆
監事	事	佐	野	源	治
監事	事	大	谷	壽	太郎

平成12年6月1日～平成14年5月31日

第十九期 理事定員12名 監事2名

理事	長	角	野	元	保
理事		柳	本		馨
理事	事	友	本	藏	之助
理事	事	坂	田	廣	治
理事	事	上	野	清	治
理事	事	吹	田	安	兵衛
理事	事	福	尾	一	男
理事	事	一	二	正	克
理事	事	井	田	喜	久雄
理事	事	桑	田	宗	典
理事	事	佐	藤	榮	一
理事	事	田	中	康	隆
監事	事	横	田	孝	雄
監事	事	藤	井		信

平成14年6月1日～平成16年5月31日

第二十期 理事定員12名 監事2名

理事	長	角	野	元	保
理事		柳	本		馨
理事	事	友	本	藏	之助
理事	事	上	野	清	治
理事	事	吹	田	安	兵衛
理事	事	福	尾	一	男
理事	事	一	二	正	克
理事	事	井	田	喜	久雄
理事	事	桑	田	宗	典
理事	事	佐	藤	勝	彦
理事	事	田	中	康	隆
理事(職務代理)		四	方	好	和
監事	事	横	田	則	孝
監事	事	藤	井		信

平成16年6月1日～平成18年5月31日

第二十一期 理事定員12名 監事2名

理 事 長	角	野	元	保
理 事	柳	本		馨
理 事	友	本	藏	之助
理 事	上	野	清	治
理 事	濱	田	勝	美
理 事	福	尾	一	男
理 事	横	田	則	孝
理 事	井	田	喜久	雄
理 事	宮	本	義	宣
理 事	佐	藤	勝	彦
理 事	細	川	和	伸
理事(職務代理)	四	方	好	和
監 事	田	中	康	隆
監 事	本	田	紀	夫

平成18年6月1日～平成20年5月31日

第二十二期 理事定員12名 監事2名

理 事 長	角	野	元	保
理 事	角	野	章	香
理 事	友	本	藏	之助
理 事	上	野	清	治
理 事	濱	田	康	夫
理 事	福	尾	あさ	子
理 事	横	田	則	孝
理 事	井	田	喜久	雄
理 事	宮	本	義	宣
理 事	佐	藤	勝	彦
理 事	細	川	和	伸
理事(職務代理)	四	方	好	和
監 事	田	中	康	隆
監 事	本	田	紀	夫

平成20年6月1日～平成22年5月31日

第二十三期 理事定員12名 監事2名

理 事 長	角 野 元 保
理 事	角 野 章 香
理 事	友 本 藏 之 助
理 事	上 野 清 治
理 事	濱 田 康 夫
理 事	福 尾 あ さ 子
理 事	横 田 則 孝
理 事	井 田 喜 久 雄
理 事	宮 本 義 宣
理 事	佐 藤 勝 彦
理 事	細 川 和 伸
理事(職務代理)	四 方 好 和
監 事	田 中 康 隆
監 事	大 上 信 雄

平成22年6月1日～平成24年5月31日

第二十四期 理事定員12名 監事2名

理 事 長	角 野 元 保
理 事	角 野 章 香
理 事	橋 本 勉
理 事	上 野 清 治
理 事	濱 田 康 夫
理 事	福 尾 あ さ 子
理 事	横 田 則 孝
理 事	井 田 喜 久 雄
理 事	桂 田 定 樹
理 事	佐 藤 勝 彦
理 事	細 川 和 伸
理事(職務代理)	四 方 好 和
監 事	田 中 康 隆
監 事	大 上 信 雄

平成24年6月1日～平成26年5月31日

第二十五期 理事定員12名 監事2名

理事	長	角	野	元	保
理事	事	橋	本		勉
理事	事	上	野	清	治
理事	事	濱	田	康	夫
理事	事	福	尾	あ	さ子
理事	事	横	田	則	孝
理事	事	井	田	喜	久雄
理事	事	桂	田	定	樹
理事	事	佐	藤	勝	彦
理事	事	細	川	和	伸
理事(職務代理)		谷	口	新	市
理事	事	文		元	栄
監事	事	田	中	康	隆
監事	事	吉	田	善	人

平成26年6月1日～平成28年5月31日

第二十六期 理事定員12名 監事2名

理事	長	角	野	元	保
理事	事	橋	本		勉
理事	事	上	野	清	治
理事	事	濱	田	康	夫
理事	事	福	尾	あ	さ子
理事	事	横	田	則	孝
理事	事	井	田	喜	久雄
理事	事	桂	田	定	樹
理事	事	佐	藤	勝	彦
理事	事	角	野	章	香
理事(職務代理)		谷	口	新	市
理事	事	文		元	栄
監事	事	福	尾	達	雄
監事	事	吉	田	善	人

平成28年6月1日～平成29年3月31日

第二十七期 理事定員12名 監事2名

理 事 長	角	野	元	保	
理事(職務代理)	西	川	文	博	
理 事	上	野	清	治	
理 事	濱	田	康	夫	
理 事	福	尾	あ	さ	子
理 事	横	田	則	孝	
理 事	井	田	喜	久	雄
理 事	桂	田	定	樹	
理 事	佐	藤	勝	彦	
理 事	角	野	章	香	
理 事	谷	口	新	市	
理 事	文		元	栄	
監 事	福	尾	達	雄	
監 事	吉	田	善	人	

平成29年4月1日～平成29年6月事業年定時評議委員会終結まで

第二十八期 理事定員6名 監事2名

理 事 長	角	野	元	保	
業務執行理事	西	川	文	博	
理 事	横	田	則	孝	
理 事	井	田	喜	久	雄
理 事	角	野	章	香	
理 事	谷	口	新	市	
監 事	福	尾	達	雄	
監 事	吉	田	善	人	

平成29年6月19日～平成31年6月事業年定時評議委員会終結まで

第二十九期 理事定員6名 監事2名

理 事 長	角	野	元	保
業務執行理事	西	川	文	博
理 事	角	野	章	香
理 事	今	井	眞	人
理 事	谷	口	新	市
理 事	大	下	良	一
監 事	福	尾	達	雄
監 事	吉	田	善	人

令和元年6月14日～令和3年6月事業年定時評議委員会終結まで

第三十期 理事定員6名 監事2名

理 事 長	角	野	元	保
業務執行理事	西	川	文	博
理 事	角	野	章	香
理 事	今	井	眞	人
理 事	谷	口	新	市
理 事	大	下	良	一
監 事	福	尾	達	雄
監 事	吉	田	善	人

令和3年6月11日～令和5年6月事業年定時評議委員会終結まで

第三十一期 理事定員6名 監事2名

理事長	角	野	元	保
業務執行理事	西	川	文	博
理事	角	野	章	香
理事	今	井	眞	人
理事	谷	口	新	市
理事	大	下	良	一
監事	福	尾	達	雄
監事	吉	田	善	人

令和5年6月14日～令和7年6月事業年定時評議委員会終結まで

第三十二期 理事定員6名 監事2名

理事長	角	野	元	保
業務執行理事	角	野	章	香
理事	今	井	眞	人
理事	新	谷	正	広
理事	村	松	寛	繁
理事	山	口		寛
監事	福	尾	達	雄
監事	吉	田	善	人